

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

令和3年3月26日改正
経営委員会

新	旧
<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 <u>令和3年3月26日改正</u></p> <p>第1章～第3章 略 第4章 部の設置等 第8条～第11条 略</p> <p>（運用管理部の所掌事務） 第12条 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（11） 略 （12） 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること（<u>統一的に実施すべきもののうち、運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。</u>）。 （13）及び（14） 略</p> <p>第12条の2 略</p>	<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正</p> <p>第1章～第3章 略 第4章 部の設置等 第8条～第11条 略</p> <p>（運用管理部の所掌事務） 第12条 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（11） 略 （12） 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。 （13）及び（14） 略</p> <p>第12条の2 略</p>

新	旧
<p>(オルタナティブ投資室の所掌事務)</p> <p>第12条の3 オルタナティブ投資室においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理室、運用管理部及び市場運用部の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(1) <u>オルタナティブ資産に係る運用機関の選定及び構成等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関すること。</u></p> <p>(4) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用の運用状況の測定に関すること。</u></p> <p>(5) <u>オルタナティブ資産に係る自家運用の資金管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>オルタナティブ資産に係る運用方針の策定に関すること。</u></p> <p>(7) <u>オルタナティブ資産に係るリスク及び運用状況の管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>オルタナティブ資産に係る運用の評価に関すること。</u></p> <p>(9) <u>オルタナティブ資産に係る評価の手法に関すること。</u></p> <p>(10) <u>オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。</u></p> <p>(11) <u>外貨建て短期資産の運用のためのインハウス運用室に対する取引執行指示に関すること。</u></p> <p>(12) <u>外貨建て短期資産の運用方針の策定に関すること。</u></p>	<p>(オルタナティブ投資室の所掌事務)</p> <p>第12条の3 オルタナティブ投資室においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理室、運用管理部及び市場運用部の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(1) <u>自家運用及び余裕金の運用のための取引執行指示に関すること。</u></p> <p>(2) <u>オルタナティブ資産に係る運用方針の策定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>オルタナティブ資産に係るリスク及び運用状況に管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。</u></p> <p>(5) <u>外貨建て短期資産の運用方針の策定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>運用機関の選定及び構成等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>オルタナティブ資産に係る運用の評価に関すること。</u></p> <p>(8) <u>オルタナティブ資産に係る評価の手法に関すること。</u></p>
<p>(インハウス運用室の所掌事務)</p> <p>第13条 インハウス運用室においては、次に掲げる事務をつかさどる（<u>オルタナティブ投資室の所掌に属するものを除く。</u>）</p> <p>(1) <u>自家運用及び余裕金の運用に関すること。</u></p>	<p>(インハウス運用室の所掌事務)</p> <p>第13条 インハウス運用室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>自家運用及び余裕金の運用（<u>オルタナティブ投資については、オルタナティブ投資室の取引執行指示に基づき、投資信託の購入及び</u></u></p>

新	旧
<p>(2) 自家運用の運用方針の策定に関する事。</p> <p>(3) 自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関する事。</p> <p>(4) 自家運用の運用状況の測定に関する事 <u>(運用リスク管理室及び運用管理部の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(5) 自家運用の貸付運用に関する事。</p> <p>(6) 自家運用の資金管理 (運用管理部の所掌に属するものを除く。) 及び資産管理に関する事。</p> <p>第13条の2～第17条 略</p> <p>附則</p> <p>略</p> <p>附則 (令和元. 8. 27改正)</p> <p>略</p> <p>附則 (令和2. 2. 6改正)</p> <p>略</p> <p>附則 (令和3. 1. 14改正)</p> <p>略</p>	<p><u>それに付随する為替取引の約定をする場合に限る。)</u> に関する事。</p> <p>(2) 自家運用の運用方針の策定に関する事 <u>(オルタナティブ投資室の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(3) 自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関する事。</p> <p>(4) 自家運用の運用状況の測定に関する事。</p> <p>(5) 自家運用の貸付運用に関する事。</p> <p>(6) 自家運用の資金管理 (運用管理部の所掌に属するものを除く。) 及び資産管理に関する事。</p> <p>第13条の2～第17条 略</p> <p>附則</p> <p>略</p> <p>附則 (令和元. 8. 27改正)</p> <p>略</p> <p>附則 (令和2. 2. 6改正)</p> <p>略</p> <p>附則 (令和3. 1. 14改正)</p> <p>略</p>

附 則 (令和3. 3. 26改正)

この改正は、令和3年4月20日から施行する。